

# 吉見町太陽光発電事業に関する雨水流出抑制について

町長決裁 令和3年3月19日

太陽光発電事業を行うにあたり、事業区域やその周辺への雨水流出等を抑制し、生活環境への被害などの軽減を図ることを目的として、雨水流出抑制施設の設置について、必要な事項を定めたものです。

## 1. 基準の対象

事業区域が1ha未満で事業を行う場合の雨水の排水については、原則として敷地内処理とし、事業の規模、傾斜、配置等に応じて以下の基準に基づき、雨水排水抑制施設を設置するものとする。

1ha以上の事業については、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例を適用するものとする。ただし、調整池が既に設置され、その集水区域に含まれる土地は除く。

## 2. 雨水流出抑制施設

雨水流出抑制施設とは、雨水を地中に浸透させる構造をもつ浸透施設とする。ただし、貯留施設及び貯留施設との併用もやむを得ないものとする。

## 3. 雨水流出抑制施設の計画について

雨水排水計画については、本設置基準、「吉見町雨水流出抑制施設設置基準」及び「埼玉県雨水抑制施設の設置等に関する条例」等を参考とする。

事業区域に係る雨水排水処理については、雨水浸透処理施設等により事業区域内にて処理することを原則とする。

太陽光発電設備から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が敷地内に浸透するよう雨樋の設置、碎石敷設、地下浸透施設等の対策を講じること。

事業規模や土地の傾斜等により、事業区域内にて浸透処理が困難な場合は、事業区域から雨水や土砂が区域外に流出しないよう、盛土小堤（別図1）を、事業区域の低地部に築くことを原則とするとともに、事業区域内に溝等による土砂溜まり等を、雨水の流出方向に対して、直角方向を基本に設置するものとする。

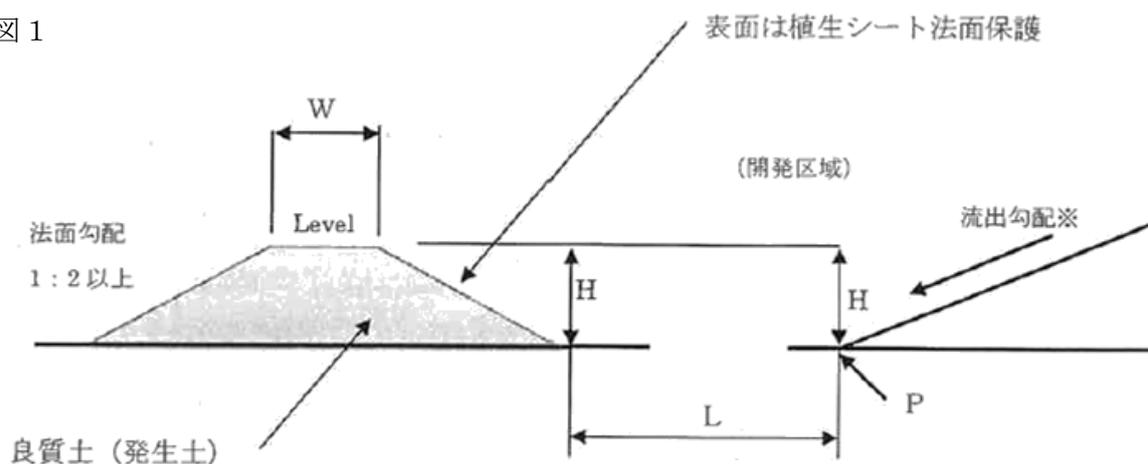
また、事業区域外に明らかに雨水が流出すると町長が判断した場合には、町長が指定する雨水対策を講じること。

計画最大雨水量の算出、雨水流出抑制施設の処理量の算定については、「吉見町雨水流出抑制施設設置基準」によるものとし、流出係数については、別表①を使用すること。

## 4. その他の留意点

- ・隣地へ雨水や土砂が流出する恐れがある場合には、土留め等の流出防止対策を行うこと。
- ・敷地内の雨水流出抑制施設の完成後は、その機能を維持するため、定期的に清掃を実施すること。

別図 1



※設置場所、延長等については、下流域に影響を与えないことを原則として計画する。

Hの値	Wの値	Lの値	適用
0.4 m	0.4 m以上	1.0 m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域が1.0 ha未満で、かつ雨水の流出勾配が5%以上</li> <li>0.3 ha未満の山林で実施する事業</li> </ul>
0.6 m	0.6 m以上	2.0 m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域が1.0 ha以上で、かつ雨水の流出勾配が5%以上</li> <li>0.3 ha以上1.0 ha未満の山林で実施する事業</li> </ul>
1.0 m	1.0 m以上	3.0 m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.0 ha以上の山林で実施する事業</li> </ul>

別表① 流出係数

種 別	流出係数	備考
発電設備等	0.90	太陽光パネル、キュービクル、パワコン等 パネルの傾斜が20度を超える場合は0.95
屋根	0.90	
道路	0.85	
その他の不透水面	0.80	防草シートを含む
透水性舗装	0.70	
水面	1.00	
水田	0.60	遊休農地等の場合は畑に準ずる
畑	0.30	
間地(空地)	0.20	
勾配のゆるい山地	0.30	
勾配の急な山地	0.50	